

広島県告示第百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）第百二条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものを次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものは、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）に定める指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものとする。